

けいかく かいてい みなお
計画の改定、見直しについて



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

れいわ ねん がつ にち
令和4年11月28日

かながわ けん ふくし こ きよく
神奈川県福祉子どもみらい局

しょうがいしゃけいかく しょうがい じ ふくし けいかく とうごう 障害者計画と障害（児）福祉計画の統合について

げんざい べつべつ さくてい いか けいかく とうごう けんとう
現在、別々に策定されている以下2つの計画について、統合を検討している。

- **とどうふけん しょうがいしゃけいかく しょう しゃけいかく**
都道府県障害者計画（かながわ障がい者計画）
くに しょうがいしゃ しさく かん きほんてき けいかく しょうがいしゃきほんけいかく きほん
国の「障害者のための施策に関する基本的な計画」（障害者基本計画）を基本として
さくてい しょうがいしゃしさく きほんてき じこう りねん さだ けいかく
策定する **障害者施策の基本的な事項や理念を定める計画**
しょかんふしょう ないかくふ
所管府省：内閣府
こんきよほうりつ しょうがいしゃきほんほう
根拠法律：障害者基本法
けいかくきかん へいせい ねんど れいわ ねんど ねん
計画期間：平成31（2019）年度～令和5（2023）年度 ※5か年

- **とどうふけん しょうがい じ ふくし けいかく かながわけん しょう ふくし けいかく**
都道府県障害（児）福祉計画（神奈川県障がい福祉計画）
くに しょうがいふくし とうおよ しょうがいじつうしょしえんとう えんかつ じっし かくほ きほんてき
国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な
ししん きほんししん そく さくてい しょうがいふくし かん じっしけいかく
指針」（基本指針）に即して策定する **障害福祉サービスに関する実施計画**
しょかんふしょう こうせいろどうしょう
所管府省：厚生労働省
こんきよほうりつ しょうがいしゃ にちじょうせいかつ およ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
根拠法律：障害者の日常生活 及び 社会生活を **総合的に支援**するための法律
けいかくきかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねん
計画期間：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度 ※3か年

現状の課題と統合による得られる効果

(1) 2つの計画は内容が一部重複し、期間も異なっており、分かりにくい

- 基本理念、成果目標、目標達成のための方策等において、内容が重複している。

とうごう
統合



- ・ 名称及び内容の近い計画の1本化に伴う、県民への分かりやすさ向上
- ・ 障がい者に関する施策やサービスを、総合的・計画的に推進することが可能

(2) 障害(児)福祉計画は検証する期間が短い

- 障害(児)福祉計画は、3か年計画のため、2か年の取組実績で効果検証を実施することになる。
2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。

例えば、次の取組の効果検証は、2年間では十分な検討は困難である。

- ・ 施設入所者の地域生活移行の促進
- ・ 精神病床における長期入院者の退院促進

- 障害者計画は、5か年計画のため検証期間が確保され、中長期的な視点で計画を検証・改定することが出来ている。

とうごう
統合



- ・ 計画期間を障害者計画に合わせることにより、目標設定と目標達成に向けた施策を、中長期的な視点で検討することが可能

全国の計画策定状況と国の方針

厚生労働省及び内閣府のアンケート調査結果(R3) ※都道府県及び市町村数

	3年	5年	6年	その他
①障害(児)福祉計画の現行の期間	1,767	6	9	3
	5年	6年	その他	
②障害者計画の現行の期間	243	899	629	
	統合	未統合		
③2つの計画の統合状況	1,271	513		

《参考①》 社会保障審議会障害者部会の対応方針(案)抜粋

障害(児)福祉計画の期間は、3年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとしたい。～(略)～必要があると認めるときは、計画期間途中であっても見直しを行うことを基本指針において明確化するものとする。

《参考②》 障害者政策委員会の対応方針(案)抜粋

～(略)～ 障害者計画の策定については、障害者基本法 第11条 第2項 及び 第3項において、障害者基本計画を基本とする旨定められているが、都道府県障害者計画 及び 市町村障害者計画について、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能である。

県内市町村の計画策定状況

(1) 6か年の統合計画としている市町村(15市町村)

よこはまし かわさきし さがみはらし よこすかし かまくらし ふじさわし ずしし みうらし みなみあしがらし おおいそまち なかいまち
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、南足柄市、大磯町、中井町、
まつだまち やまきたまち はこねまち きよかわむら
松田町、山北町、箱根町、清川村

(2) 3か年の統合計画としている市町村(7市町)

ちがさきし あつぎし いせはらし えびなし ざまし あやせし さむかわまち
茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町

(3) その他年数の統合計画としている市町村(2町)

はやままち にのみやまち
葉山町、二宮町

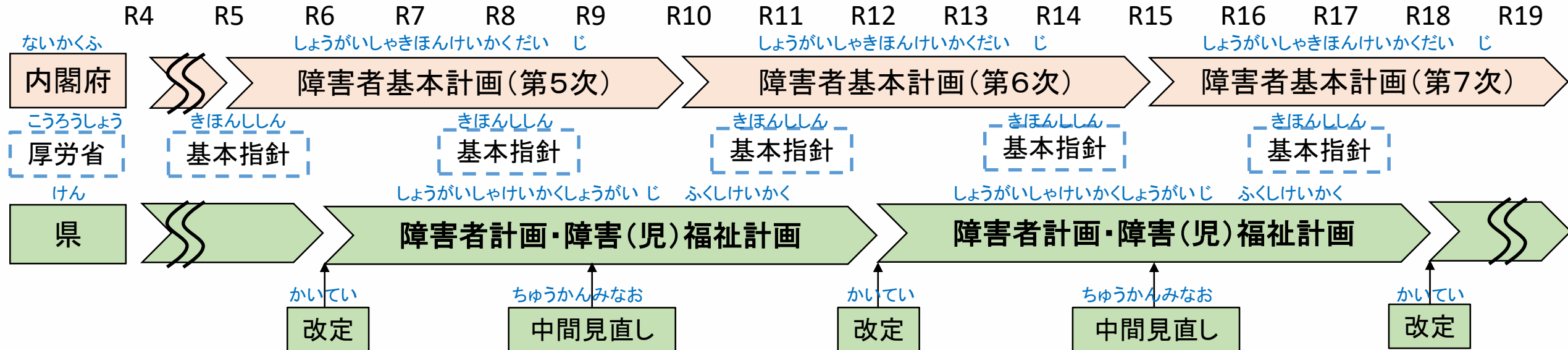
(4) 計画を統合していない市町村(9市町)

ひらつかし おだわらし はだのし やまとし おおいまち かいせいまち まなづるまち ゆがわらまち あいかわまち
平塚市、小田原市、秦野市、大和市、大井町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町

計画の統合及び計画の年数(案)

次期の障害者計画と障害(児)福祉計画の策定年度が重なること、また、当事者目線の障害福祉推進条例を制定したことを契機に、より実効性の高い総合的な計画とするため、両計画を統合し、6か年計画として策定することとしたい。

※ 一体的に策定する障害(児)福祉計画に該当する部分は、国の基本指針に即して、3年目に中間見直しを実施するとともに、国の障害者基本計画の策定に合わせ、必要に応じて時点修正を行う。



当事者目線の障害福祉推進条例に基づく「基本的な計画」の策定

当事者目線の障害福祉推進条例において、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画（基本計画）を策定することとしている。

条例の基本理念

当事者目線の障害福祉の推進（障害を理由とした差別・虐待の防止、希望する生活の実現、地域共生社会の実現が目的）

条例の基本計画

第8条：当事者目線の障害福祉を推進するための基本的な計画（基本計画）を策定する
 ※「基本的な計画」=具体的な実行プラン

計画に盛り込む内容のイメージ

※ 各市町村、関係者、当事者との議論を十分に実施した上で原案を策定し、神奈川県障害者施策審議会において決定する。

【総論】	【分野別施策】		【目標値】
<ul style="list-style-type: none"> 策定の背景、位置づけ 基本理念と方針 計画の期間 計画の進め方 障害者の定義 「憲章」と「条例」 「当事者目線の障害福祉」 「ともに生きる社会」 国の動向 権利条約、対日審査 地域間均衡と自立支援協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護、虐待防止、差別解消 意思決定支援 地域移行支援 相談支援体制 福祉、医療サービスの充実 (医療的ケア児支援、中核的拠点整備を含む) 住宅確保、住宅整備、まちづくり アクセシビリティ関連(移動、環境、情報) 防災、防犯、消費者被害の防止 雇用、就業、経済的自立の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関における配慮 障害の理解促進、普及啓発 障害児の教育保障、生涯学習 障害児の療育と関連支援 インクルーシブ教育システム 教育環境の整備 文化、芸術、スポーツ関連 余暇、レクリエーション活動関連 人材確保、人材育成 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標の設定 サービスの必要量の確保 確保のための方策 達成状況と評価

けいかく おも いち づ 計画の主な位置付けについて

(1) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の基本的な計画

令和5年4月に施行される神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例第8条第1項の規定に基づき、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画としての位置づけ

(2) 都道府県障害者計画(かながわ障がい者計画)

障害者基本法第11条第2項に基づき、障がい者及び障がい児の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、本県が講ずる障がい者施策に関する基本的な計画としての位置づけ

(3) 都道府県障害福祉計画及び障害児福祉計画(神奈川県障がい福祉計画)

障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づき、障がい者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保するための計画としての位置づけ

(4) その他

ア 障害者文化芸術活動推進法 第8条の第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」

イ 読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」

ウ 「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」

計画の策定に向けたスケジュール(仮)

○市町村との協議時期は未定ですが、数回実施を予定。
 ○障がい当事者等関係団体へのヒアリングについては、計画策定の進捗に応じて、丁寧に実施します。

